

生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業の実施・運営のあり方に関する調査・研究事業

家計相談支援事業の運営の手引き 別冊

(平成 26 年度 厚生労働省 社会福祉推進事業 報告書)

参 考 資 料

参考資料 1

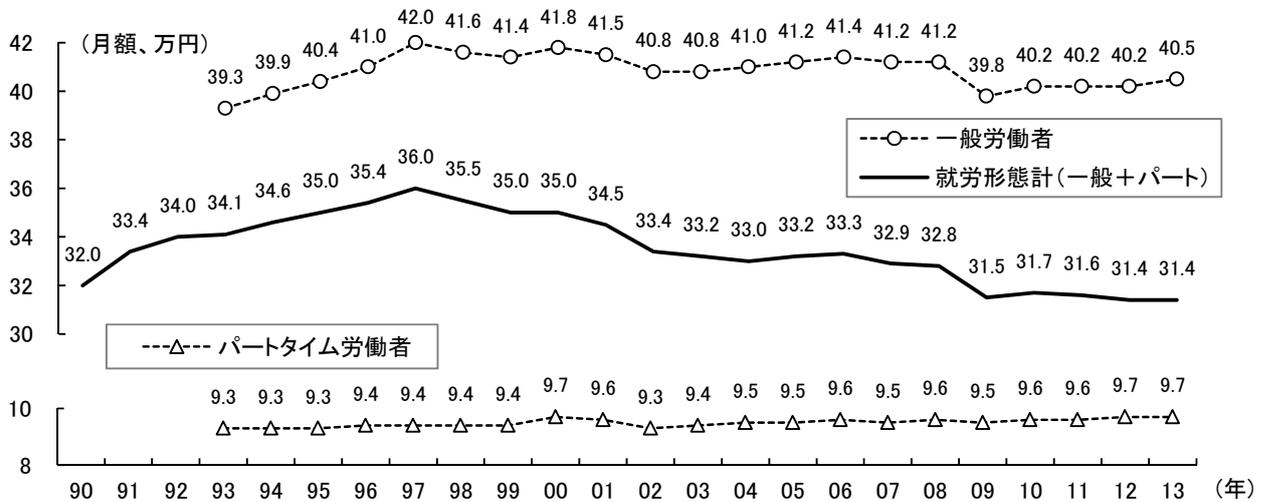
家計を取り巻く現状と課題

関連統計

(1) 働き方と家計収入の変化

- 労働者の給与総額は、一般労働者だけをみると、直近は持ち直しているものの1997年のピーク時に比べると約1.5万円減少している。一方で、労働者全体に占めるパートタイム労働者比率が高まっていることによって一般とパートを合計した「就業形態計」の給与総額は大きく減少している。
- 労働者全体では、家計収入の中核となる給与総額の減少が進んでいることに加え、パートタイムゆえ収入が不安定な労働者も増えていることを捉える必要がある。

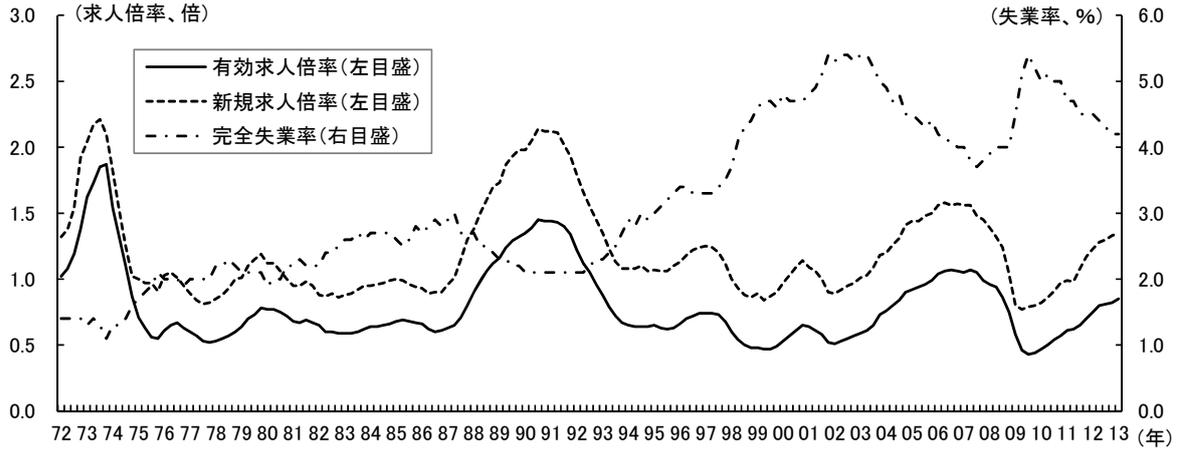
図表 1 就業形態別現金給与総額の推移



(資料) 厚生労働省 『平成 25 年版労働経済の分析』 『毎月勤労統計調査』 をもとに作成

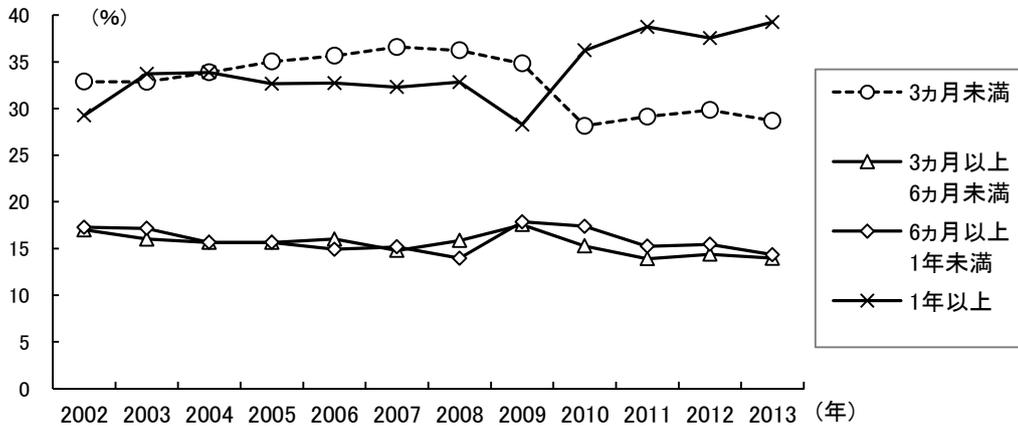
- 一方、失業者の状況についてみると、完全失業率は2009年をピークに以降改善傾向がみられるものの、4%台と依然として高水準にある。有効求人倍率については改善傾向がみられる。
- 失業者の失業期間についてみると、2009年以降では6ヵ月以上の長期失業者の割合が増加している。短期間で職を見つけれられる失業者が一定数いる一方で、長期にわたって就業できないでいる失業者もおり、二極化した状況にあるといえる。

図表 2 完全失業率と求人倍率の推移（季節調整値）



(資料) 厚生労働省 『平成 25 年版労働経済の分析』 『職業安定業務統計』
総務省統計局『労働力調査』をもとに作成

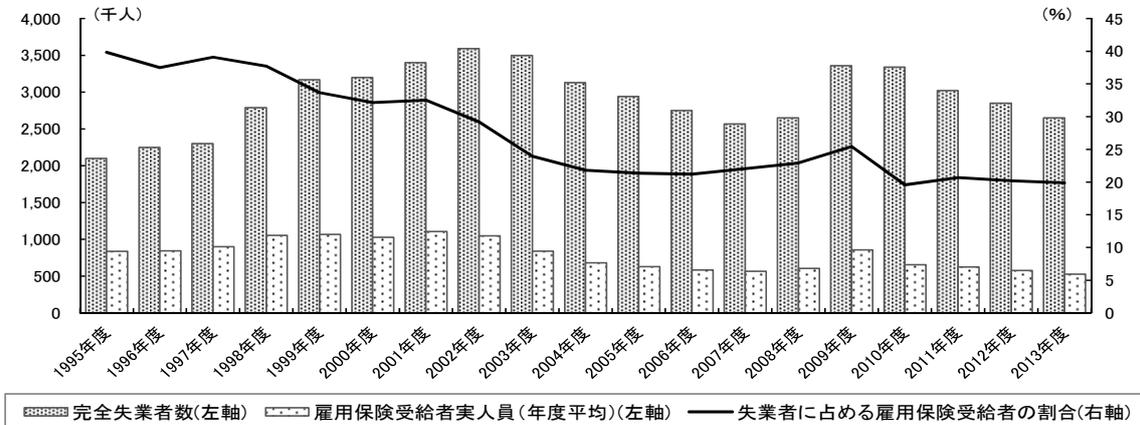
図表 3 失業期間別失業者の割合の推移



(資料) 総務省統計局 『労働力調査』をもとに作成

- さらに、失業者にとっての第一のセーフティネットである雇用保険の受給状況についてみると、失業者に占める雇用保険受給者の割合が、2009 年に一度は持ち直したものの、その後は減少・横ばい傾向にあり、既存のセーフティネットだけでは必ずしも十分に支援しきれていない人も多くいるということを確認する必要がある。

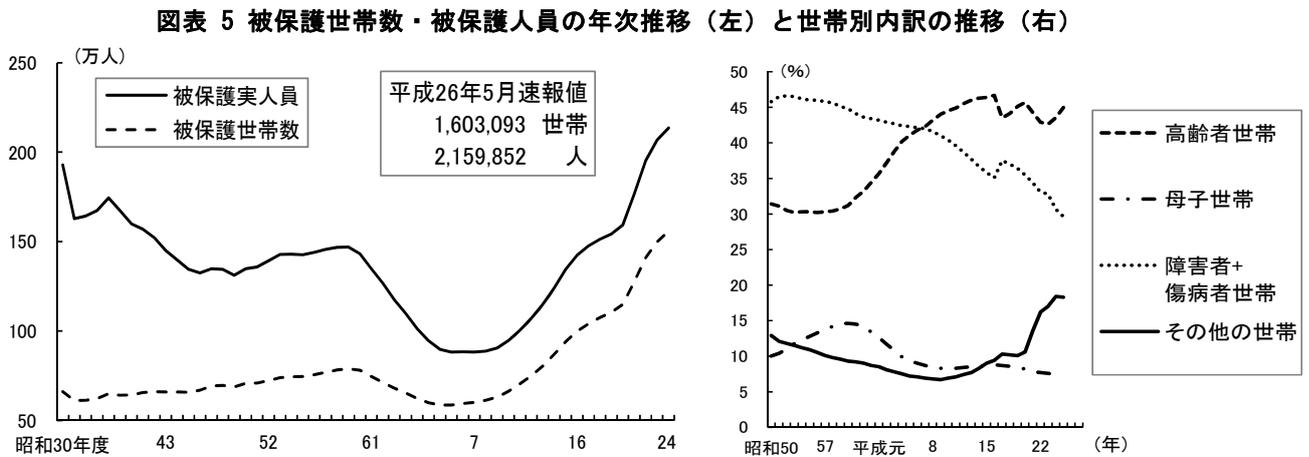
図表 4 失業者に占める雇用保険受給者の割合



(資料) 総務省『労働力調査』、厚生労働省『雇用保険事業年報』をもとに作成

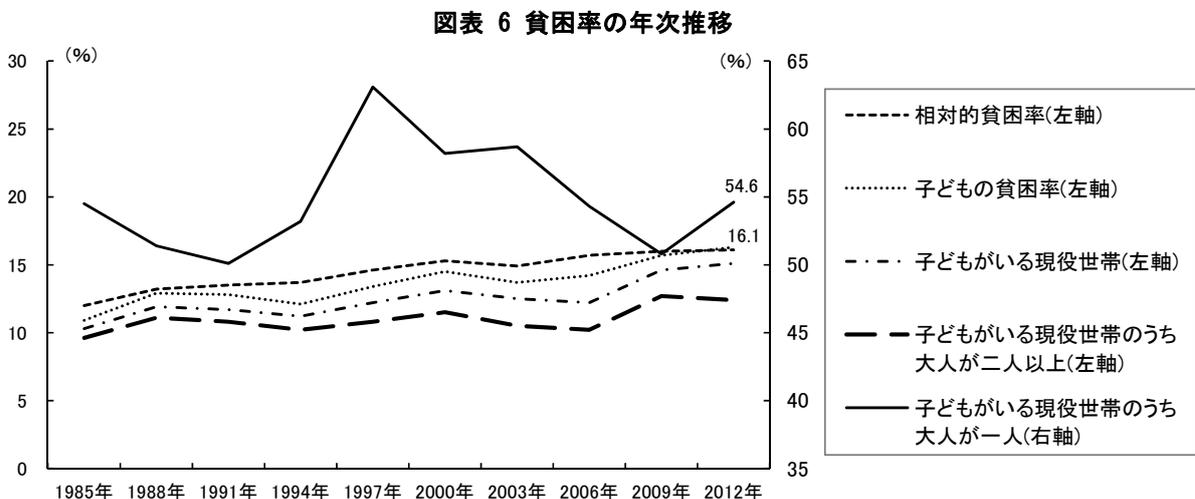
(2) 稼働年齢世代を含む生活保護受給者の増加

- 生活保護の受給者数は、1995 年度（平成 7 年度）には 88 万人で最小を記録した後一転して増加し、2011 年度（平成 23 年度）には戦後の混乱期であった制度創設当初の 200 万人を超え、現行の生活保護制度創設以来最大となった。
- 特に近年は、世界金融危機等、経済情勢の大きな影響もあり、この 15 年ほどで 100 万人以上増加している。
- 生活保護受給者の世帯類型をみると、増加に最も影響しているのは高齢者世帯であるが、この 10 年間に稼働年齢世代を含む「その他世帯」が急増しており、これまでの支援に加え、稼働年齢層の生活保護受給者に対して自立を支援する取り組みが必要となってきている。



（資料）厚生労働省 『福祉行政報告例』 『被保護者調査』 をもとに作成

- さらに、生活保護を受給していない者の貧困の状況を捉えるため貧困率に着目すると、相対的貧困率（一人当たりの所得が貧困線に満たない人の割合）は緩やかに増加しており、2012 年は 16.1%となっている。
- 特に、大人が一人で子どもがいる現役世帯（一人親世帯）の貧困率についてみると、2012 年に 54.6%となっており、全体の値と比較して特になくなっている。



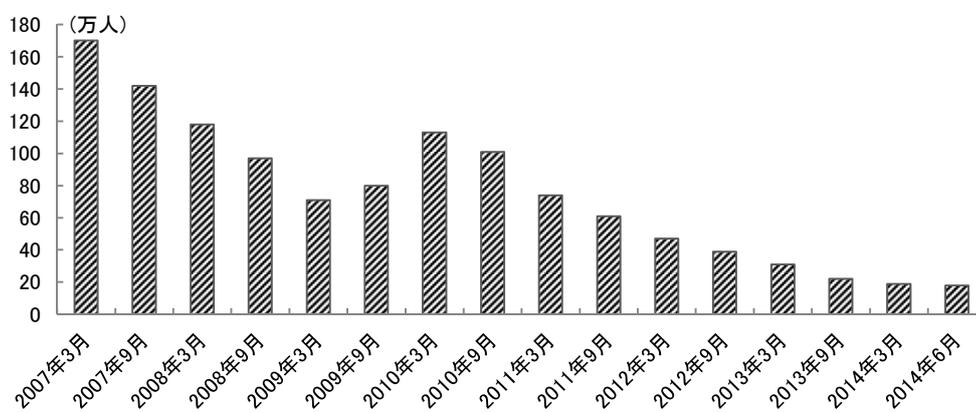
（資料）厚生労働省 『平成 25 年 国民生活基礎調査の概況』 をもとに作成

- ここまでみてきたように、働き方の変化や給与収入の減少が背景となって、家計収入は減少傾向にあり、直近は多少の改善傾向がみられるものの、生活困窮状態にある人は依然として多い状況にあることを、まずは認識する必要がある。

(3) 債務や滞納等の状況

- 生活困窮状態になると、債務の返済や税・保険料等の支払いが困難になる。
- 債務については、改正貸金業法が施行され、総量規制の導入や上限金利の引き下げ等が行われたことにより、例えば5件以上の借入を行っている債務者数は2010年以降減少傾向にあり、2014年6月時点で約18万人となっている。

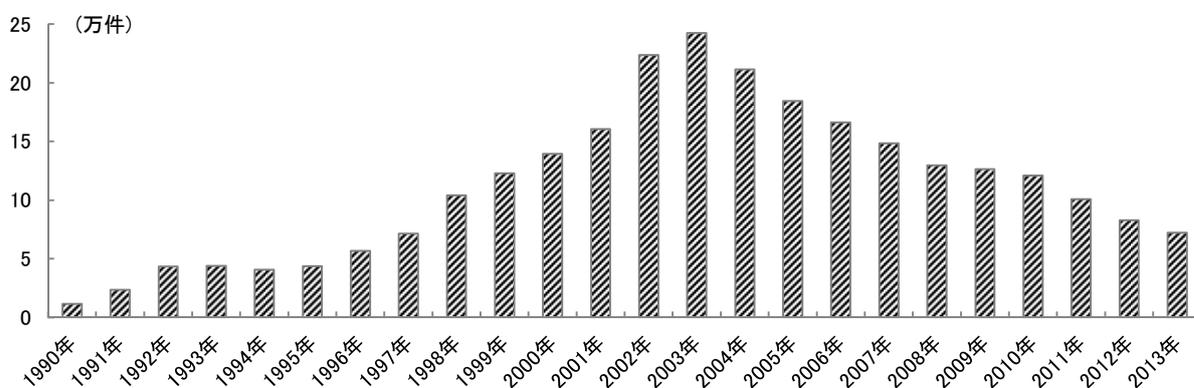
図表 7 5件以上の借入を行っている債務者の推移



(資料) 株式会社日本信用情報機構の統計をもとに作成

- こうした状況に伴い、自己破産申請件数についてみると、20年前と比較すると依然高い水準ではあるものの2003年をピークとして減少傾向にあり、2013年には年間約7万件まで減少している。

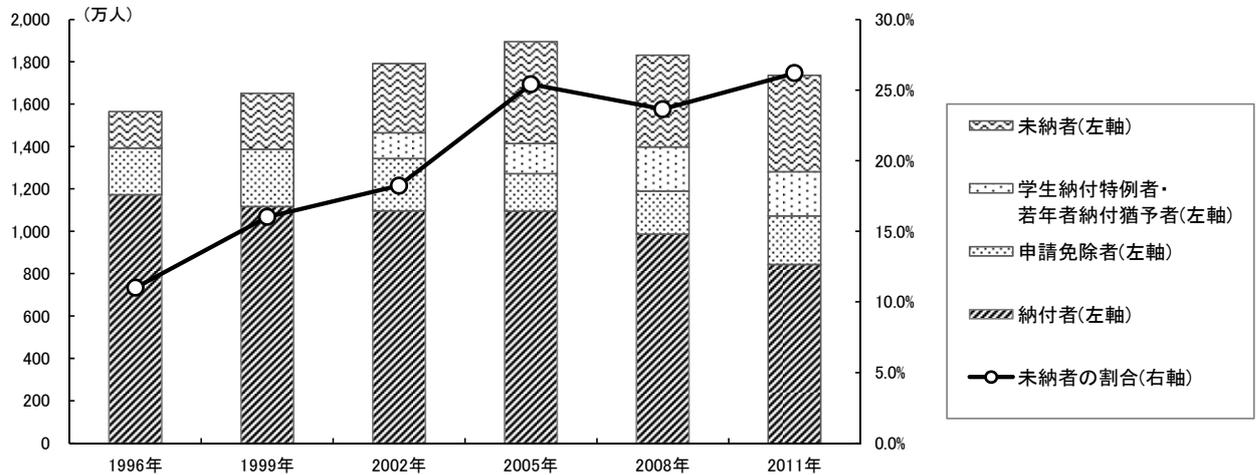
図表 8 自己破産申請件数の推移



(資料) 最高裁判所 『司法統計年報・月報』 をもとに作成

○ このように多重債務への対応が強化されてきた一方で、国民年金未納者の割合は増加傾向にあり、2011年には25%を超えている。同時に、申請免除者数も増加している。さらに、国民健康保険料（税）についても、滞納世帯数は減少傾向にあるものの、対象世帯に占める滞納世帯の割合（世帯滞納率）は約19%と高止まりしている。

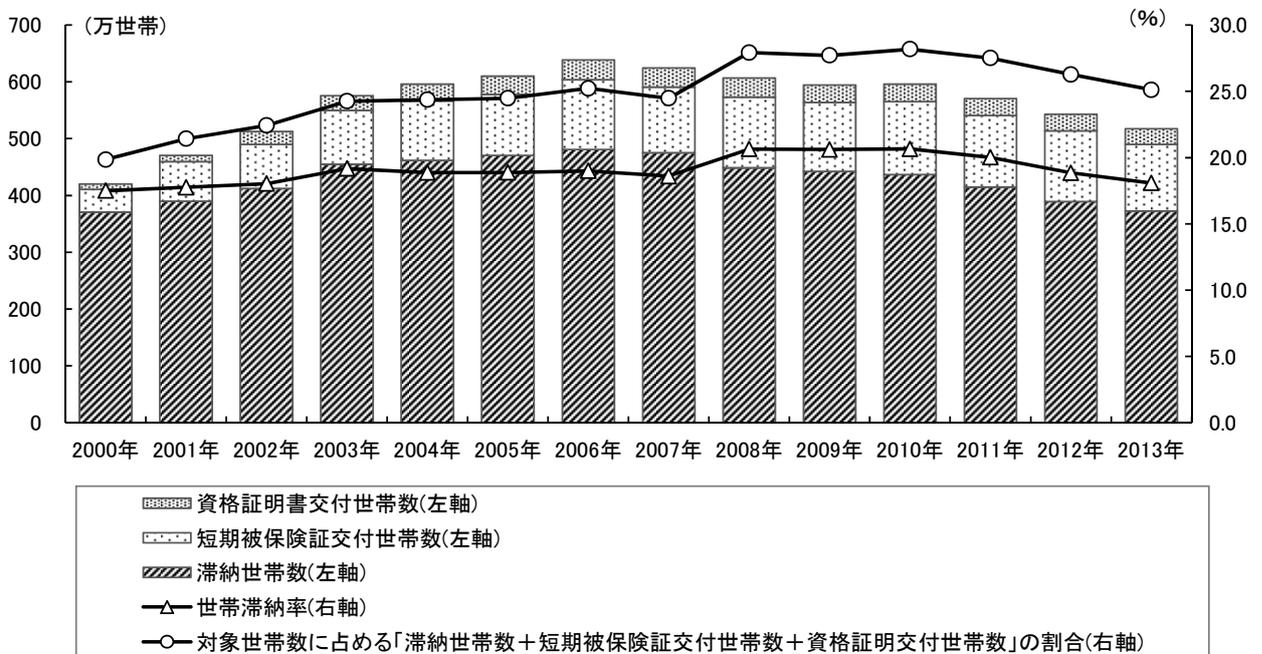
図表 9 国民年金未納者割合の推移



(注) 「申請免除者」とは、保険料の納付が困難な場合に、申請により承認を受けると国民年金の保険料が免除される制度に基づく免除者を指す

(資料) 厚生労働省 『国民年金被保険者実態調査』 をもとに作成

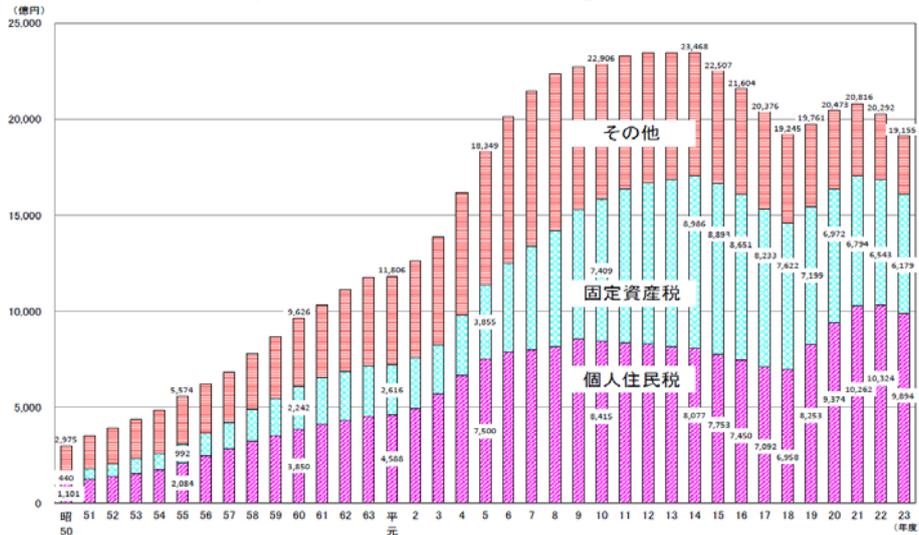
図表 10 国民健康保険料（税）滞納世帯等の推移



(資料) 厚生労働省 『平成 24 年度国民健康保険（市町村）の財政状況』 をもとに作成

- 次に地方税の滞納状況についてみると、合計額は2009年度（平成21年度）以降減少傾向にあるが、その内訳をみると、「個人住民税」の滞納額は増加傾向にある。

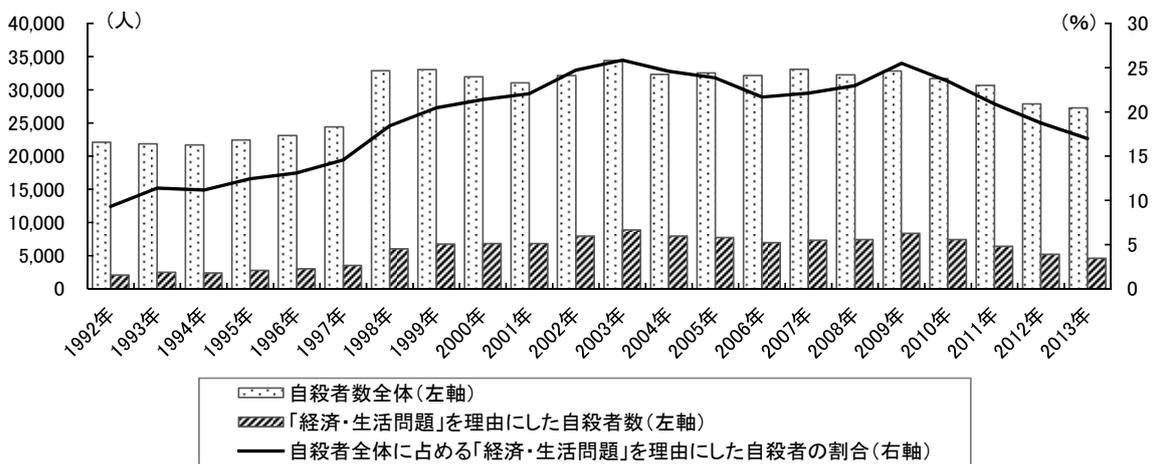
図表 11 地方税滞納残高（累積）の推移



(注1) 各年度末における調停済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である
 (注2) 執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない
 (資料) 総務省発表資料

- 最後に自殺者数についてみると、「経済・生活問題」を理由にした自殺は1998年以降、毎年6~8千人で推移してきたが、2009年以降は減少しており、2013年には4,636人（自殺者全体の17.0%）となっている。しかしながら、20年前と比較すれば依然として高い水準にあるといえる。

図表 12 「経済・生活問題」を理由にした自殺者数とその割合



(資料) 警察庁 『自殺統計』 をもとに作成

- 以上みてきたように、多重債務対策が一定程度機能し、全体として多重・過剰債務者は減少している一方で、不安定な雇用環境等を背景とした家計収入の減少により、税や保険料等を滞納し、生活費等を確保することが困難な生活困窮者が依然として相当数存在しているといえる。こうした状況を踏まえれば、家計収入の拡大に向けた支援とともに、税や保険料等の支払いが困難である場合には減免申請等の手続に適切につなぐなど、家計の安定を図るための支援を担う家計相談支援事業の必要性は極めて高いといえる。

参考資料2

家計相談支援にかかわる制度

関連資料集

目次

| | |
|-------------------------|-----|
| はじめに..... | 154 |
| 1. 健康・医療..... | 155 |
| 1-1. 国民健康保険..... | 155 |
| 1-2. 後期高齢者医療制度..... | 157 |
| 2. 障害..... | 159 |
| 3. 介護..... | 164 |
| 3-1. 介護保険制度..... | 164 |
| 3-2. 介護に関する相談窓口..... | 165 |
| 4. 子ども・就学..... | 166 |
| 4-1. 児童手当・児童扶養手当..... | 166 |
| 4-2. 妊娠・出産..... | 167 |
| 4-3. 乳幼児..... | 168 |
| 4-4. 教育..... | 169 |
| 4-5. ひとり親家庭..... | 172 |
| 5. 住まい..... | 176 |
| 5-1. 住居確保給付金..... | 176 |
| 5-2. 公営住宅..... | 177 |
| 6. 国民年金..... | 178 |
| 7. 税..... | 181 |
| 7-1. 税制の概要..... | 181 |
| 7-2. 地方税の軽減..... | 181 |
| 8. 貸付制度..... | 183 |
| 8-1. 生活福祉資金貸付制度..... | 183 |
| 8-2. 臨時特例つなぎ資金貸付制度..... | 186 |
| 9. 地域福祉権利擁護事業..... | 187 |

はじめに

<相談支援員の「ハンドブックのもと」としての位置づけ>

- この参考資料集は、家計相談支援事業に携わる相談支援員などが、手元に用意しておいて参照するハンドブックのもととなることを想定している。
- 本資料集は各種資料をもとに作成しているが、平成26年4月時点（場合によっては直近）となっている。基準額や支給額などは毎年見直されるものも少なくない。最新の金額や制度改定について書き込めるように【メモ欄】を用意している。
- 各種制度のホームページのURLなども掲載しているので、最新情報を確認して利用していただきたい。

<制度を俯瞰する「リスト」としての位置づけ>

- 生活困窮者は複数の制度にまたがる課題を抱えていることも多い。本資料集では、生活困窮者の支援に関係する可能性がある制度全体を俯瞰できるように、幅広い制度を簡潔に説明することを心がけた。
- このため、実際に制度を適用する際には、より詳細の条件を確認する必要があることに留意していただきたい。
- 本資料集は全国的な制度を中心に作成しているが、各自治体に独自の制度がある場合も少なくない。このようなことから、本資料に加えて、自治体独自の制度や社会資源を、必要に応じて【メモ欄】に記入するなど、相談支援員のハンドブックとして使いやすいようにカスタマイズして活用していただきたい。

<最適な機関につなぐための「電話帳」としての位置づけ>

- 家計相談支援機関で生活困窮者のすべての相談に応じる必要はなく、内容によっては最適な機関につなぐことも重要である。生活困窮者は複数の制度にまたがる課題を抱えていることも多いため、関係する窓口も多い。
- 家計に関すること以外の相談については、いったん自立相談支援機関につなぎ、自立相談支援機関が最適な相談窓口や制度を紹介することも考えられる。しかし、利用者の利便性や安心感を高めるためには、家計相談支援機関でも諸制度に関する知識を持っていて、相談に乗れる体制があることが望ましい。
- そのために、まず本資料の【担当課・連絡先等記入欄】に、それぞれの地域において、相談できる窓口を記入するなどして、所管する係などを確認するとよい。

1. 健康・医療

1-1. 国民健康保険

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要

- 勤務先の健康保険の加入者、後期高齢者医療制度（75歳以上の方等）の加入者、ならびに生活保護受給者を除く、すべての人が国民健康保険（国保）の加入対象である。具体的には、自営業・農林水産業等に従事している人、パート・アルバイトなどで勤務先の健康保険に加入していない人、退職などで職場の健康保険をやめた人、外国人登録をされていて日本に1年以上滞在する人などが対象となる。
- 国民健康保険の加入の届け出や保険料（税）の納付は世帯ごとに行い、保険証が交付される。

(2) 国民健康保険料/国民健康保険税の軽減制度

- 世帯の前年の所得が一定以下の場合に、保険料/保険税が軽減される¹。
(平成27年度)

| | |
|------|--|
| 7割減額 | 前年中の所得の合計が33万円以下 |
| 5割減額 | 前年中の所得の合計が33万円 + 26万円×（被保険者数 [※] ）以下 |
| 2割減額 | 前年中の所得の合計が33万円 + 47万円×（被保険者数 [※] ）以下 |

[※]被保険者に加え、後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより国民健康保険の資格を喪失した人で、引き続き国民健康保険の同一世帯に属する「特定同一世帯所属者」も人数に加える。また、被保険者数には世帯主も1人として数える。

¹ <https://www.kokuho.or.jp/whlw/lib/0129seirei.pdf>

(3) 国民健康保険料/国民健康保険税を滞納した場合の制度

① 短期健康保険証

- 国民健康保険料/国民健康保険税を滞納すると、保険証更新時に、有効期限が3ヵ月程度の「短期被保険者証」が交付される。
- さらに滞納を継続すると、「資格証明書」(後述)となる。
- 滞納が原因で資格証明書になっている場合でも、分納誓約をして継続的に保険料を納付することで、「短期被保険者証」の交付を受けることができる。
- 滞納の期間や分納誓約などについての詳細は各自治体が「国民健康保険短期被保険者証交付要綱」などで定めている。

② 被保険者資格証明書(通称:資格証明書)

- 特別な事情の届出なしに、国民健康保険税を長期間滞納している場合には、保険証を返還し、代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」が交付される。
- この場合、保険診療は受けられるが、医療機関の窓口での支払いがいったん全額自己負担となる。後日、申請することで、医療費の保険負担分(例:3割自己負担の場合は7割)が支給される。

③ 国民健康保険料/国民健康保険税を滞納した場合の分割納付

- 滞納していた保険料を一度に納付するのが難しい場合に、分割納付することが可能としている自治体が多い。

(4) 国民健康保険料/国民健康保険税の減免制度

- 災害、納税義務者の疾病、失業、事業不振などの理由で、当該年度の見込所得が前年を大きく下回る場合、保険料/保険税が減免される。
- 後期高齢者医療制度への移行に伴って、世帯の保険料支払額が増加する場合、減免の対象となる可能性がある。

【非自発的失業者にかかる国民健康保険料の軽減制度²⁾】

- 非自発的失業者(会社の都合により自ら望まない形で離職した人)は、給与所得を前年所得の30%として保険料が計算されるため、実質保険料が軽減される。軽減期間は離職の翌日から翌年度末まで、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者として失業者給付を受けている場合に対象となる。

²⁾ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004o7v.html>
倒産などで職を失った失業者に対する国民健康保険料(税)の軽減措置

1-2. 後期高齢者医療制度

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要

75歳以上の高齢者等が対象である³。具体的には、75歳以上の後期高齢者全員と、65歳から74歳の前期高齢者で後期高齢者医療広域連合に認められている障害者である⁴。

(2) 保険料の軽減措置

- 所得が少ない場合、均等割、所得割について次のとおり保険料が軽減される。

| | | | | |
|-----|---|--------------|---|-----------|
| 保険料 | = | 一人当たりの定額の保険料 | + | 所得に応じた保険料 |
| | | <均等割> | | <所得割> |

<均等割> (平成27年度)⁵

| | |
|--------|--|
| 9割減額 | 下記の8.5割軽減を受ける世帯のうち、被保険者全員が 年金収入80万円以下（その他の所得がない）の世帯 |
| 8.5割減額 | 総所得金額等の合計額が基礎控除額（33万円）以下の世帯 |
| 5割減額 | 総所得金額等の合計額が基礎控除額（33万円） +（26万円×被保険者の数）以下の世帯 |
| 2割減額 | 総所得金額等の合計額が基礎控除額（33万円） +（47万円×被保険者の数）以下の世帯 |

*所得の合計額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに長期（短期）譲渡所得金額の合計であり、退職所得を除く。また、事業専従者控除、譲渡所得の特別控除がある場合は、均等割額の軽減判定額の算出の際に必要な経費として算入又は控除を行わない。

*65歳以上（1月1日現在）で公的年金収入のある方については、年金所得から15万円を控除して計算する。（高齢者特別控除）

<所得割> (平成27年度)

- 所得割を負担する方のうち、住民税非課税など所得の少ない場合（年金収入で153万円から211万円まで）は、5割を軽減する。

³ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/info02d-26.html>

⁴ http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/dl/10_kourei-seido.pdf

⁵ <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu>

Shakaihoshoutantou/0000027141.pdf 後期高齢者医療制度の保険料軽減について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000037380.pdf>

保険局高齢者医療課説明資料 平成26年2月17日

(3) 医療費の負担⁶

- 医療費の窓口自己負担は、1割（現役並み所得者は3割）である。
- 下記のとおり負担の上限額がある。「世帯合算」「複数回合算」など、最終的な自己負担額を軽減する仕組みがある。

① 高額療養費制度

- 上記による利用者負担の金額が高くなった場合、下記の限度額（月額）を超える額が払い戻される⁷。

| | 外来 (個人単位) | 世帯単位 |
|---------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円＋療養費から 267,000円を引いた残額の1% |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税等※ | 8,000円 | 24,600円 |
| 住民税非課税等で、 所得が一定基準に 満たない者※ | 8,000円 | 15,000円 |

※金額は1月当たりの世帯単位の限度額。外来は1月当たりの個人単位の限度額。

※「若い世代並みに所得のある方」は、過去12ヵ月間に3回以上利用者負担が限度額を超えている場合、4回目から限度額が「44,400円」となる。

※「低所得の方I（所得無し）」は、世帯全員が住民税の課税対象となる各種所得の金額がない方（年金収入のみの方の場合は年金受給額80万円以下）。

② 高額医療・高額介護合算療養費制度

- 医療保険と介護保険の利用者負担の合計額が高い場合、下記の限度額（年額）を超える額が払い戻される⁸。

| | |
|------------------------|----------|
| 現役並み所得者 | 670,000円 |
| 一般 | 560,000円 |
| 住民税非課税等 | 310,000円 |
| 住民税非課税等で、所得が一定基準に満たない者 | 190,000円 |

※金額は年間（前年8月から7月末）の世帯単位の限度額。

⁶ http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/10_kourei-seido.pdf

⁷ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/100714a.pdf>

⁸ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0724-1.html>

2. 障害

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要

- 障害者には以下のような者が含まれる。
 - ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
(視覚障害、聴覚・平衡障害、音声・言語・咀嚼機能障害、
肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器等の障害。いずれも永続するもの)
 - ・ 知的障害者 (知的機能の障害が発達期(概ね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため特別の援助を必要とする状態にある者)
 - ・ 精神障害者 (統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質、精神疾患患者など)
- 障害児には、身体障害・知的障害・精神障害のある18歳未満の者などが含まれる。

(2) 手帳の申請と公布

- 身体障害者手帳は、保健福祉サービスを受ける場合はもちろん、税の減免、鉄道運賃の割引等の各種制度を利用する際の証票となるものである。
身体障害者手帳の交付申請には、都道府県知事の指定する医師の診断書及び意見書を添付する必要がある。福祉事務所長を通じて都道府県知事等に申請する。福祉事務所を設置しない町村の場合は町村長を經由して知事に申請する。15歳未満の者については保護者が代わって申請する。
- 療育手帳は、18歳未満は児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所にて知的障害が認定された場合に交付される。療育手帳を保有することで、特別児童扶養手当の支給、鉄道運賃の割引、NHK受信料免除、公営住宅や共済の利用、税控除や減免などを受けられる場合がある。
- 精神障害者保健福祉手帳の交付には、医師の診断書もしくは年金証書の写(精神疾患を事由として障害年金等を受給している場合)を添付して、申請する必要がある。手帳を保有することで、自立支援医療の申請手続きの省略化、所得税や住民税の障害者控除等の優遇措置、生活保護の障害者加算などを受けられる場合がある。

(3) 障害者手当・年金等

- 障害者にかかる手当・年金等としては下記のような制度がある。ただし、いずれも所得制限などの条件があるため確認が必要である。

① 特別児童扶養手当⁹

- 精神又は身体に障害を有する 20 歳未満の児童を監護、養育する者に支給される。
- 一人につき 一級…月額 49,900 円、二級…月額 33,230 円(平成 26 年 4 月現在)

② 障害児福祉手当¹⁰

- 20 歳未満で、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅の重度障害者に支給される。
- 月額 14,140 円(平成 26 年 4 月現在)

③ 特別障害者手当¹¹

- 20 歳以上で、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅の重度障害者に支給される。ただし、病院や診療所に 3 ヶ月以上継続して入院している場合、施設に入所している場合は対象外。
- 月額 26,000 円(平成 26 年 4 月現在)

④ 福祉手当(経過措置)¹²

- 昭和 61 年の改正法施行の際に、20 歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない場合、支給要件に該当する期間に限り、福祉手当が引き続き支給される。(経過措置)

⑤ 児童扶養手当

- 父又は母が、法で定められた程度の重度障害者である場合、その児童を監護している母又は父、もしくは親に代わって児童を養育している方に対して支給される。
- 全部支給…月額 41,020 円、一部支給(所得に応じて減額)…月額 9,680 円～41,010¹³円。第 2 子、第 3 子以降の場合はそれぞれ一定の金額を加算。

⑥ 障害基礎年金

- 原則、国民年金に加入している期間中に傷病で障害を抱えた場合、もしくは 20 歳以前から障害を持つ人が 20 歳になった場合に年金が支給される。
- 一級…年額 966,000 円、二級…年額 772,800 円¹⁴
- また、平成 23 年 4 月以降、障害基礎年金の受給者によって生計を維持され

⁹ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>

¹⁰ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/hukushi.html>

¹¹ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/tokubetsu.html>

¹² <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/keizai.html>

¹³ <http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/shakaihoshou/seido/dl/140331-03.pdf>

¹⁴ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3226>

ている 18 歳未満の児童がいる場合、一定額が加算される。

⑦ 障害厚生年金¹⁵

- 厚生年金保険の被保険者期間中に傷病で障害を抱えた場合、障害基礎年金に上乗せする形で支給される。
- 金額は一級・二級は基礎年金に準じ、また厚生年金の障害等級表三級に対しても一定額が支給される。

(4) 障害者・児に対する障害福祉サービス

障害者総合支援法により、様々なサービスを受けることが可能となっている。

- 介護給付サービス…居宅介護、同行援護、施設入所支援など
- 訓練等給付サービス…自立訓練、就労移行支援など
- 地域生活支援サービス…地域活動支援センター、福祉ホームなど¹⁶
- 相談支援サービス…地域移行支援、地域定着支援など¹⁷



<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000059663.pdf>

¹⁵ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3227>

¹⁶ http://www.shakyo.or.jp/business/pdf/pamphlet_h2604.pdf

¹⁷ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/taikei.html>

(5) 医療

① 自立支援医療制度¹⁸

- 身体障害児・者および精神科に通院している人が、その障害や疾患に係る治療を受けている場合、診断書を提出し申請が認められれば、自立支援医療受給者証が交付され、家計の状況に応じて負担額が決定される。
- 精神通院医療・更生医療・育成医療に大別される。

対象となる主な障害と治療例

- (1) 精神通院医療：精神疾患→向精神薬、精神科デイケア等
- (2) 更生医療、育成医療：
 - ア 肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術
 - イ 視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術
 - ウ 内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術
腎臓機能障害→腎移植、人工透析

自立支援医療における利用者負担¹⁹

| 所得区分 | 更生医療・ 精神通院医療 | 育成医療 | 重度かつ継続 | |
|--------|---|---------|---------|--------------------------------|
| 一定所得以上 | 対象外 | 対象外 | 20,000円 | 市町村民税235,000円以上 |
| 中間所得 | 医療保険の 高額療養費 ※精神通院の 殆どは重度 かつ継続 | 10,000円 | 10,000円 | 市町村民税課税 以上 235,000円未満 |
| | | 5,000円 | 5,000円 | |
| 低所得2 | 5,000円 | 5,000円 | 5,000円 | 市町村民税課非課税 (本人収入が800,001円以上) |
| 低所得1 | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | 市町村民税課非課税 (本人収入が800,000円以下) |
| 生活保護 | 0円 | 0円 | 0円 | 生活保護世帯 |

② 重度心身障害者福祉医療費助成事業

- 身体障害者手帳、療育手帳を所持しているなど、法で定められた条件を満たす人が病院等で要した医療費の自己負担分を助成する制度。都道府県や市町村によって異なる²⁰。

¹⁸ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsu/gaiyo.html>

¹⁹ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsu/dl/01.pdf>

²⁰ http://www.mhlw.go.jp/kokoro/support/3_05_01aid.html

(6) その他

① 心身障害者扶養共済制度²¹

- 障害者もしくは障害児を扶養している人が死亡した後の障害者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中に毎月一定の掛け金を拠出する制度。死亡後に残された障害者に対して終生年金が支給される。
- 年金月額 20,000 円(一口)、掛金月額 9,300 円～23,300 円(平成 20 年 4 月以降加入者、平成 26 年 4 月時点)

② 少額貯蓄の非課税

- 預貯金や国債などの利子は所得税等が源泉徴収されるが、障害者等に該当する人の貯蓄の利子等については、以下の非課税制度がある。
- **障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)**
身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人の、貯蓄の元本が 350 万円までの預貯金等が対象となる。最初の預入等をする日までに「非課税貯蓄申告書」を金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出するとともに、原則として、預入等の都度「非課税貯蓄申込書」を金融機関の営業所等に提出する。
- **障害者等の少額公債の利子の非課税制度(通称、障害者等の特別マル優)**
身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人の、貯蓄の元本が 350 万円までの国債・地方債が対象となる。
- **障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度**
障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度は郵政民営化後(平成 19 年 10 月 1 日以降)廃止され、上記の「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の取扱いによることとなった。

③ 相続税の障害者控除

- 相続人が 85 歳未満の障害者のときは、相続税の額から一定の金額が差し引かれる。
- 障害者控除の額は、その障害者が満 85 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円(特別障害者の場合は 1 年につき 20 万円)(平成 27 年 1 月 1 日から)。
- 障害者控除額が、その障害者本人の相続税額より大きい場合、控除額の全額が引き切れない場合は、その引き切れない部分の金額をその障害者の扶養義務者の相続税額から差し引く²²。

²¹ <http://hp.wam.go.jp/guide/fuyou/tabid/243/Default.aspx>

²² <http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4167.htm>

3. 介護

3-1. 介護保険制度

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要

- 介護保険の被保険者は以下のとおりである。
 - ② 1号被保険者…65歳以上の者
 - ③ 2号被保険者…40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者
- 生活保護法による生活扶助を受けている等の理由で医療保険に加入していない場合や、指定障害者支援施設に入所している場合は加入対象外。

(2) 介護保険料の減免制度

- 介護保険料は所得に応じて段階が設定されている。所得段階の設定は保険者（市町村や広域連合等）によって異なる。
- 災害等による保険料の減免や納期限の延長については、それぞれの保険者（市町村や広域連合等）が定めている²³。
- 介護保険料を滞納した場合の対応は保険者（市町村や広域連合等）によって異なるが、一定期間滞納すると、償還払いになる、高額介護サービス費が適用されないなどの対応をしていることが多い。

²³ http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/hoken.html

(3) 介護保険サービス利用料の軽減制度

- 高額介護（居宅支援）サービス費の制度により、1ヵ月の自己負担が一定の上限額を超えた場合には、その超えた分に相当する金額が申請により介護保険から払い戻される。ただし、この利用者負担には、福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担や施設での食事の標準負担額は含まれない。

| 世帯状況 | 自己負担限度額 |
|---|---------------------|
| 一般世帯(市民税課税世帯) | 37,200円 ※44,400円 |
| 市町村民税世帯非課税者世帯 | 24,600円 |
| 市民税世帯非課税かつ、合計所得金額を課税 年金収入額の合計が80万円以下 | 15,000円 |
| 市民税世帯非課税かつ、老齢福祉年金の受給 者および生活保護受給者 | 15,000円 |

※現役並み所得者については負担上限が引き上げ（平成27年8月から）

3-2. 介護に関する相談窓口

【担当課・連絡先等記入欄】

- 地域包括支援センターはすべての保険者(市町村や広域連合)に設置されている。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより包括的支援を行う施設である。
- 地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行っている。
- 主な業務は、介護予防ケアマネジメント業務・総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的継続的ケアマネジメント業務である。²⁴

²⁴ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/03/tp0313-1.html>

4. 子ども・就学

4-1. 児童手当・児童扶養手当

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 児童手当²⁵

- 家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという目的のもと、中学校修了までの国内に住所を有する児童（15歳に到達後の最初の年度末まで）に支給される²⁶。
- 毎年、2月、6月、10月に支払われる。前月までの3ヵ月分（例：6月支払は、2月～5月分）である。

| | | | |
|-----------|----------------|---------|-------------|
| 所得制限限度額未満 | 3歳未満 | 一律 | 月額 15,000 円 |
| | 3歳以上 小学校修了前 | 第1子・第2子 | 月額 10,000 円 |
| | | 第3子以降 | 月額 15,000 円 |
| | 中学生 | 一律 | 月額 10,000 円 |
| 所得制限限度額以上 | 一律 | | 月額 5,000 円 |

所得制限限度額表（平成 24 年 6 月 1 日）

（単位：万円）

| 扶養親族等の数 | 所得額 | 収入額 |
|---------|-----|--------|
| 0人 | 622 | 833.3 |
| 1人 | 660 | 875.6 |
| 2人 | 698 | 917.8 |
| 3人 | 736 | 960 |
| 4人 | 774 | 1002.1 |
| 5人 | 812 | 1042.1 |

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/dl/jidouteate240618-2.pdf>

(2) 児童扶養手当²⁷

- ひとり親家庭等だけでなく、お子さんを養育している祖父母等が低額の老齢年金を受給している場合なども受給可能となった。
（→詳細は「4-4. ひとり親家庭」の項を参照）

²⁵ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouteate/index.html

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000048093.pdf>

²⁶ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/>

²⁷ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/dl/141030-1a.pdf>

4-2. 妊娠・出産

【担当課・連絡先等記入欄】

(3) 母子健康手帳

- 市町村に妊娠届を提出すると、母子健康手帳が交付される。この際に妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けられることが多い²⁸。

(4) 出産²⁹

① 出産育児一時金³⁰

- 健康保険の被保険者が出産した際、一時金として 404,000 円（平成 27 年 1 月以降）、産科医療補償制度に加入している病院等において出産した場合は 42 万円が支給される。

② 出産手当金

- 健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く）が出産のために一定期間休職し、所得が減少または喪失した際、その差額として、出産日以前 42 日から出産日後 56 日までの間、欠勤 1 日について健康保険から賃金の 3 分の 2 相当額が支給される。

③ 産前産後休業保険料免除制度³¹

- 健康保険及び厚生年金保険の被保険者が出産のため休職する期間、申請することによって社会保険料が免除される。

²⁸ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/>

²⁹ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000070008.pdf>

³⁰ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/shussan/index.html

³¹ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=25346>

4-3. 乳幼児

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 保育料

- 認可保育所については、所得に応じた保育料が設定されている。さらに自治体によっては、入所児童の扶養義務者についてやむを得ない事情が生じた場合に、保育料の減額・免除申請ができることもある。
- 自治体のなかには、認可外保育施設の保育料についての補助を行っている場合もある。

(2) 幼稚園

- 自治体によっては、幼稚園就園奨励事業を実施しており、低所得者世帯で幼稚園を利用している場合に保護者負担を軽減する場合がある。

(3) 乳幼児医療費³²

- 多くの市町村で、乳幼児の通院・入院医療費の援助を実施している。ただし、所得制限の有無や自己負担の金額は異なる。対象年齢についても、就学前に限らず、15 歳年度末(中学生まで)としている自治体も多いため確認が必要である。

(4) その他

- 自治体によっては、安全基準に適合したチャイルドシートを購入する際に助成金を受け取ることができる場合がある。

³² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課調べ(平成 25 年 4 月 1 日現在)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000040997.html>

4-4. 教育

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 義務教育にかかる補助・減免

① 就学援助制度³³

- 経済的な困窮により児童の小中学校への就学が困難である場合、保護者に対して下記のような援助が、金銭又は現物で行われる。

| | |
|---------------|---------|
| ・学用品費 | ・校外活動費 |
| ・体育実技用具費 | ・クラブ活動費 |
| ・新入学児童生徒学用品費等 | ・生徒会費 |
| ・通学用品費 | ・PTA会費 |
| ・通学費 | ・医療費 |
| ・修学旅行費 | ・学校給食費 |

② 特別支援学級・学校への就学奨励³⁴

- 特別支援学級ならびに特別支援学校に就学する児童に係る経費について、その全部又は一部が支給される。

(2) 高校進学³⁵

- 市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上の世帯の生徒が、以下の学校に在籍する場合に、高等学校等就学支援金となる。
 - ・国公立の高等学校（全日制、定時制、通信制）
 - ・中等教育学校後期課程
 - ・特別支援学校の高等部
 - ・高等専門学校（1～3 学年）
 - ・専修学校（高等課程）
 - ・専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校
 - ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）
- 支給額は公立高校では、全日制は月額 9,900 円、定時制は月額 2,700 円、通信制は月額 520 円である。私立高校では、定時制・通信制ともに月額 9,900 円、単位制の場合は支給額が異なる³⁶。また、私立高校生等の世帯の方については、年収額に応じて就学支援金の加算制度がある。

³³ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm

³⁴ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/012.htm

³⁵ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342600.htm

³⁶ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/_icsFiles/afiedfile/2014/03/26/1343868_12.pdf

(2) 日本学生支援機構による奨学金³⁷

- 独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金は、大学・大学院・専修学校に進学する、もしくは在学している人で、経済的な理由により就学困難な人を対象としている。
- 利息の付かない第一種奨学金 と、利息の付く第二種奨学金がある。
- 入学時の一時金として貸与する入学時特別増額貸与奨学金もある。
- 日本学生支援機構の奨学金の申し込みは、在学している学校を通して行う。

(3) その他

- 病気や自殺で親を亡くした場合や、親が重度の障害で働くことが難しい場合、高校・大学進学を支援するあしなが育英会奨学金など、状況に応じて様々な制度の利用が可能である³⁸。

³⁷ <http://www.jasso.go.jp/shougakukin/>
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342600.htm

³⁸ <http://www.ashinaga.org/>

4-5. ひとり親家庭³⁹

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 児童扶養手当

- 下記のいずれかの条件に該当する児童を監護する父又は母、あるいは親に代わって養育している者に対して支給されるものである。
 - ①. 父母が婚姻を解消した児童
 - ②. 父又は母が死亡した児童
 - ③. 父又は母が重度の障害を持つ児童
 - ④. 父又は母の生死が明らかでない児童
 - ⑤. 父又は母が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による身辺へのつきまといの禁止等に係る命令（DV 保護命令）を受けた児童
 - ⑥. 父又は母が引き続き 1 年以上遺棄している児童
 - ⑦. 父又は母が法令により 1 年以上拘禁されている児童
 - ⑧. 母が婚姻によらずに懐胎した児童
 - ⑨. 遺棄などにより、父母の所在が明らかでない児童
- 全部支給…月額 41,020 円
一部支給(所得に応じて減額)…月額 9,680 円～41,010 円
第 2 子、第 3 子以降の場合はそれぞれ一定の金額を加算。

(2) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

- ① 自立支援教育訓練給付金⁴⁰
 - 雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の 20% (4,001 円以上で 10 万円を上限) が支給される。
 - 対象は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童 (20 歳に満たない者) を扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められることが条件。

³⁹ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf>

⁴⁰ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html>

② 高等職業訓練促進給付金等事業

- 母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士、理学療法士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、入学時及び修業期間中の生活の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金が支給される。
- 母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給される。
- 対象は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれること、仕事または育児と修業の両立が困難であることが条件。
- 支給額は、市町村民税非課税世帯の場合月額100,000円、市町村民税課税世帯の場合月額70,500円。
- 支給期間は修業期間の全期間（上限2年）。

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度⁴¹

- 母子及び父子並びに寡婦を対象に、事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・修業資金・職支度資金・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金の用途で資金の貸付を受けることができる。
- 詳細は次ページの通り。

⁴¹ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000046435.pdf>
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/23.html>

種類と内容

| 資金の種類 | 貸付対象等 | 内 容 | | | | |
|------------|--|---|---|--|--|-----------|
| 事業開始資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 | | | | |
| | | 限度額 | 2,830,000円 | 据置期間 | 1年 | |
| | | 償還期限 | 7年以内 | 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | |
| 事業継続資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 | | | | |
| | | 限度額 | 1,420,000円 | 据置期間 | 6ヵ月 | |
| | | 償還期限 | 7年以内 | 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | |
| 修学資金 | 母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 高等学校、大学、高等専門学校、専修学校に就学させるための 授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 | | | | |
| | | ※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示、()内の数値は、一般分限度額 | | | | |
| | | 限 度 額 | 高校・専修学校(高等課程) | 月額 | 52,500円 | (35,000円) |
| | | | 高等専門学校 [1~3年] | 月額 | 52,500円 | (35,000円) |
| | | | [4~5年] | 月額 | 90,000円 | (60,000円) |
| | | | 短期大学・専修学校(専門課程) | 月額 | 90,000円 | (60,000円) |
| 大学 | 月額 | | 96,000円 | (64,000円) | | |
| 専修学校(一般課程) | 月額 | 46,500円 | (31,000円) | | | |
| 貸付を受ける期間 | 就学期間中 | 据置期間 | 当該学校卒業後6ヵ月 | | | |
| 償還 期間 | 20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内 | 利率 | 無利子 | ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする (連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。 | | |
| 技能習得資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 | | | | |
| | | 限度額 | 【一般】 月額 68,000円 【特別】 年額 816,000円 運転免許 460,000円 | 据置期間 | 知識技能習得後1年 | |
| | | 貸付を受ける期間 | 知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内 | | | |
| | | 償還期限 | 20年以内 | 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | |
| 修業資金 | 母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 | | | | |
| | | 限度額 | 月額 68,000円 特別 460,000円 | 据置期間 | 知識技能習得後1年 | |
| | | 貸付を受ける期間 | 知識技能を修得する期間中5年を超えない範囲内 | | | |
| | | 償還期限 | 6年以内 | 利率 | ※修学資金と同様 | |
| 就職支度資金 | 母子家庭の母 または児童 父子家庭の父 または児童 父母のない児童 寡婦 | 就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金 | | | | |
| | | 限度額 | 一般 100,000円 特別 320,000円 | 据置期間 | 1年 | |
| | | 償還期限 | 6年以内 | 利率 | ※親に係る貸付の場合 (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% ※児童に係る貸付の場合、修学資金と同じ | |
| 医療介護資金 | 母子家庭の母 または児童* 父子家庭の父 または児童* 寡婦 *介護の場合は 児童を除く | 医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を 受けるために必要な資金 | | | | |
| | | 限度額 | 【医療】 340,000円 特別 480,000円 【介護】 500,000円 | 据置期間 | 6ヵ月 | |
| | | 償還期限 | 5年以内 | 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | |
| 生活資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 知識技能を習得している間、医療もしくは介護を受けている間、 母子家庭または父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間 (生活安定貸付期間)または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金 | | | | |
| | | 限度額 | 【一般】 103,000円 【技能】 141,000円 | | | |
| | | 貸付を受ける期間 | 知識技能を修得する期間中5年以内 医療又は介護を受けている期間中1年以内 離職した日の翌日から1年以内 | | | |
| | | 据置期間 | 知識技能習得後、医療もしくは介護終了後、または生活安定期間の貸付 もしくは失業中の貸付期間満了後6ヵ月 | | | |
| | | 償還期限 | 技能習得 20年以内、医療・介護 5年以内、生活安定貸付 8年以内、失業 5年以内 | | | |
| 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | | | | | |

| 資金の種類 | 貸付対象等 | 内 容 | | | | | |
|-----------|---|--|-------------------------|----------|-----------------------|------|---------------------------|
| 住宅資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金 | | | | | |
| | | 限度額 | 1,500,000円 特別2,000,000円 | | 据置期間 | 6ヵ月 | |
| | | 償還期限 | 6年以内 特別7年以内 | 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | | |
| 転宅資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 住居を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金 | | | | | |
| | | 限度額 | 260,000円 | | 据置期間 | 6ヵ月 | |
| | | 償還期限 | 3年以内 | 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | | |
| 就学支度資金 | 母子家庭の母が 扶養する児童 父子家庭の父が 扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子 | 就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金 | | | | | |
| | | 限度額 | 小学校 | 40,600円 | 据置期間 | 6ヵ月 | |
| | | | 中学校 | 47,400円 | | 償還期限 | 就学 20年以内 修業 5年以内 |
| | | | 国公立高校 | 160,000円 | 利率 | | ※修学資金と同様 |
| | | | 修業施設等 | 100,000円 | | | |
| | | | 私立高校 | 420,000円 | | | |
| 国公立大学・短大等 | 380,000円 | | | | | | |
| 私立大学・短大等 | 590,000円 | | | | | | |
| 結婚資金 | 母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 | 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金 | | | | | |
| | | 限度額 | 300,000円 | | 据置期間 | 6ヵ月 | |
| | | 償還期限 | 5年以内 | 利率 | (保証人有)無利子 (保証人無)年1.5% | | |

(注) 償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。

違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から

納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収される。

※母子・父子福祉団体の場合の限度額、詳細の注記などについては紙面の関係上一部掲載を省略した

(資料) 中央法規 『社会保障の手引 平成27年度版』 pp262-264

5. 住まい

5-1. 住居確保給付金⁴²

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

(2) 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

(3) 支給の条件

① 収入要件

申請月の世帯収入合計額が、基準額(市町村民税均等割の非課税限度額の1/12)＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。

② 資産要件

申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6(ただし100万円を超えない額)以下であること。

③ 就職活動要件

ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

(4) 支給額

- 賃貸住宅の家賃額(上限額は住宅扶助特別基準額)
(東京都1級地の場合単身世帯：53,700円、2人世帯：69,800円)

(5) 支給期間

- 原則3ヵ月間
(就職活動を誠実にしている場合は3ヵ月延長可能(最長9ヵ月まで))

⁴² <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000077377.pdf>
社会・援護局関係主管課長会議資料(こついで(平成27年3月9日開催)資料

5-2. 公営住宅

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要

- 公営住宅法の定めにより、国及び地方公共団体が協力して住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。

(2) 申込資格

- 公営住宅の入居申込資格は各自治体で異なっており、それぞれ確認が必要。
- 一般的には以下の通り。

| | |
|----|------------|
| 原則 | 収入分位0～25% |
| 裁量 | 収入分位25～50% |

※各地方自治体の裁量により、一定の高齢者、障害者等を対象として収入基準を引き上げることができる。

※政令月収 = (世帯の年間所得額－同居及び別居扶養親族控除額－特別控除額) ÷ 12ヵ月

(3) 家賃減免・徴収猶予制度

- 以下のような事情を抱える場合、家賃の減免または徴収猶予を認める自治体が多い。
 1. 著しく所得が低く家賃の支払いが困難な者
 2. 収入のある方の死亡、失職、療養、被災などにより著しく所得が低くなり、家賃の支払いが困難になった者
 3. その他、特別の事情があるとき

(4) 参考：離職退去者の利用可能な公的賃貸住宅一覧

- 国土交通省のウェブサイトで、各都道府県からの情報提供として「離職退去者の利用可能な公的賃貸住宅一覧」が掲載されている。(毎月更新)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000005.html

6. 国民年金

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要

- 国民年金は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入するもので、老齢・障害・死亡により「基礎年金」を受けることができる。
- 国民年金には、「第 1 号被保険者」「第 2 号被保険者」「第 3 号被保険者」と 3 種類があり、どの制度に加入するかにより、保険料の納め方が異なる。
 - ①第 1 号被保険者:自営業、農林業者とその配偶者、学生、フリーター、無職
 - ②第 2 号被保険者:厚生年金・共済組合に加入している人
 - ③第 3 号被保険者:厚生年金・共済組合加入者の扶養家族となっている配偶者

(2) 国民年金保険料の免除/納付猶予制度

①保険料免除制度

- 本人・世帯主・配偶者の前年所得(1 月から 6 月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料の納付が経済的に困難であるときは本人の申請書提出によって多段階免除が認められる可能性がある。免除額と基準は以下の通り⁴³。

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 全額 免除 | 前年所得が (扶養親族等の数+1)×35 万円+22 万円 以内 |
| 4 分の 3 免除 | 前年所得が 78 万円+養親族等控除額+社会保険料控除額等 以内 |
| 半額 免除 | 前年所得が 118 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 以内 |
| 4 分の 1 免除 | 前年所得が 158 万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 以内 |

- 以下に該当する第 1 号被保険者は、届け出によって保険料の法定免除を受けることができる⁴⁴。
 - (1) 生活保護の生活扶助を受けている
 - (2) 障害基礎年金ならびに被用者年金の障害年金 (2 級以上)

⁴³ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3770>

⁴⁴ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3773>

(3) 国立および国立以外のハンセン病療養所などで療養している

- 保険料を免除された期間は、老後に年金を受け取る際半額が受給される。ただし手続きを行わず未納となった場合は受け取ることができない。また、多段階免除によって一部免除となった場合は、残りの保険料を支払わなければ未納扱いとなる⁴⁵。

④ 保険料納付猶予制度

- 20歳以上30歳未満の者は、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が下記の一定額以下の場合、本人の申請書提出によって若年者納付猶予制度⁴⁶が適用される。

| | |
|-----------|--|
| 若年者納付猶予制度 | $(扶養親族等の数+1) \times 35 \text{万円} + 22 \text{万円}$ |
|-----------|--|

- 大学や専修学校の学生で、本人のみの所得が一定額以下の場合、学生特例制度⁴⁷が適用され在学中の納付が猶予される。

| | 老齢基礎年金 | | 障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入) |
|-------------------|------------|---------|----------------------------------|
| | 受給資格期間への算入 | 年金額への反映 | |
| 納付 | ○ | ○ | ○ |
| 全額免除 | ○ | ○(※2) | ○ |
| 一部納付(※1) | ○ | ○(※3) | ○ |
| 若年者納付猶予 学生納付特例 | ○ | × | ○ |
| 未納 | × | × | × |

※1 一部納付の承認を受けている期間については、一部納付の保険料を納付していることが必要。

※2 平成21年4月分以降は、2分の1が国庫負担される。(21年3月分までは3分の1が国庫負担)

※3 4分の1納付の場合は「5/8」が年金額に反映される。(21年3月分までは1/2)

2分の1納付の場合は「6/8」が年金額に反映される。(21年3月分までは2/3)

4分の3納付の場合は「7/8」が年金額に反映される。(21年3月分までは5/6)

注) 保険料免除・納付猶予(学生の場合は学生納付特例)は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能。(追納制度)

ただし、保険料免除・納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算される。なお追納した場合のその期間は「納付」期間として取扱う。

⁴⁵ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/bukyoku/nenkin/01-3.html>

⁴⁶ https://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/free3/0000000011_0000012946.pdf

⁴⁷ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3896>

(3) 国民年金保険料後納制度⁴⁸

- 保険料は通常、納期限から2年経過すると時効によって納付できなくなるが、24年10月から27年9月の3年間に限り、過去10年の納め忘れた保険料を納付できるようになった。ただし、当時の保険料額との差額を加算金として合わせて納付する必要がある。
- 後納制度の対象となる保険料納付額は、「ねんきんネット」の『追納・後納等可能月数と金額の確認』から確認することができる。

(4) 退職者特例制度⁴⁹

- 通常、国民年金保険料の免除申請の際は、本人・配偶者・世帯主の前年（1～6月までは前々年）の所得が一定基準以下であることが必要であるところ、特例として退職（失業）した者の所得を審査の対象から除く制度。

⁴⁸ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6221>

⁴⁹ http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/free3/000000004_0000003985.pdf

7. 税

【担当課・連絡先等記入欄】

7-1. 税制の概要

- 日本の税金は、国税(所得税・消費税・相続税等)と地方税(住民税・固定資産税・自動車税等)がある⁵⁰。
- 住民税・固定資産税・自動車税などの地方税は、各都道府県もしくは市町村が徴収を行う。それぞれの税金に関して地方公共団体独自の減免制度を設けていることがあるため、個別に確認が必要。

| | 国税 | 地方税 |
|-------|-----------|--------------------|
| 所得課税 | 所得税、法人税など | 住民税、事業税など |
| 資産課税等 | 相続税・贈与税など | 固定資産税、事業所税など |
| 消費課税 | 消費税、酒税など | 地方消費税、自動車税、軽自動車税など |

7-2. 地方税の軽減

(1) 住民税(市県民税)

- 課税所得金額は、1年間のすべての所得から、所得控除額を差し引いて算出される。生活上のハンディキャップに応じて、扶養控除、配偶者控除・配偶者特別控除、勤労学生控除、寡婦・寡夫控除、障害者控除などの家族に関する控除、社会保険料控除や医療費控除などの支出に関する控除等がある。
- 前年中所得がなかった者、生活扶助を受けている者、障害者等で前年の合計所得金額が125万円以下の者に対して住民税は課税されない⁵¹。

(2) 固定資産税

- 土地、家屋、その他有形償却資産(例：航空機、船舶、医療機器、測定工具等)に対して課税される。
- 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に、高齢者、要介護・要支援認定者、障害者が居住している住宅をバリアフリー改修工事をした場合に固定資産税額の特別控除制度がある⁵²。
- 減免制度は自治体によって異なるが、生活扶助を受けている者が保有する固定資産に対する税などは軽減されることがある。

⁵⁰ http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/001.htm

⁵¹ http://www8.cao.go.jp/shougai/data/data_h26/zuhyo67.html

⁵² <http://www.mlit.go.jp/common/001002343.pdf>

(3) 自動車税・軽自動車税

- 自動車税は自動車の所有者に対して課税され、都道府県が徴収する。
- 軽自動車税は、軽自動車、バイク、小型特殊自動車（小型のトラクターや農耕車、フォークリフトなど）に対して課税され、市町村等が徴収する。
- 障害者手帳等（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人が使用する車で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免を受けられる制度を設けている自治体が多い。

8. 貸付制度

8-1. 生活福祉資金貸付制度

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要⁵³

- 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。
- 都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行う。
- 資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行う。

(2) 貸付対象

- 生活福祉資金の貸し付け対象となる世帯は以下のとおり。

| | |
|-------|---|
| 低所得世帯 | 資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）。 |
| 障害者世帯 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む。）の属する世帯。 |
| 高齢者世帯 | 65歳以上の高齢者の属する世帯 （日常生活上療養または介護を要する高齢者等）。 |

(3) 資金種類・貸付条件

- 制度改正により、貸付資金は、総合支援資金（新設）、福祉資金、教育支援資金（旧修学資金）、不動産担保型生活資金（旧長期生活支援資金、旧要保護世帯向け長期生活支援資金）の4種類となった。

⁵³ <http://www.shakyo.or.jp/seido/seikatu.html>

資金種類

| | | |
|------------------------|-----------------------------------|---|
| 総合 支援 資金 | 生活支援費 | ・生活再建までの間に必要な生活費用 |
| | 住宅入居費 | ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 |
| | 一時生活 再建費 | ・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等 |
| 福祉 資金 | 福祉費 | ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 |
| | 緊急小口 資金 | ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 |
| 教育 支援 資金 | 教育支援費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費 |
| | 就学支度費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 |
| 不動産担 保型 生活 資金 | 不動産 担保型 生活資金 | ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 |
| | 要保護世帯 向け 不動産 担保型 生活資金 | ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 |

(資料) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kashitsuke.joken.html>

http://www.shakyo.or.jp/seido/pdf/seikatu_1.pdf

貸付条件

| 資金の種類 | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期限 | 貸付利子 | 保証人 |
|------------|-------------------------------|---|---|-----------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 総合支援資金 | 生活支援費 | (二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ・貸付期間:12 月以内 | 最終貸付日 から 6 月以内 | 据置期間 経過後 20 年以内 | 保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5% | 原則必要 ただし、 保証人なし でも貸付可 |
| | 住宅入居費 | 40 万円以内 | 貸付けの日 (生活支援費 とあわせて貸 し付けている 場合は、生活支 援費の最終貸 付日) から 6 月以内 | | | |
| | 一時生活再 建費 | 60 万円以内 | | | | |
| 福祉資金 | 福祉費 | 580 万円以内 ※資金の用途に応じて 上限目安額を設定 | 貸付けの日 (分割によ る交付の場 合には最終 貸付日) から 6 月以内 | 据置期間 経過後 20 年以内 | 保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5% | 原則必要 ただし、 保証人なし でも貸付可 |
| | 緊急小口 資金 | 10 万円以内 | 貸付けの日 から 2 月以内 | 据置期間 経過後 8 月以内 | 無利子 | 不要 |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | <高校>月 3.5 万円以内 <高専>月 6 万円以内 <短大>月 6 万円以内 <大学>月 6.5 万円以内 | 卒業後 6 月 以内 | 据置期間 経過後 20 年以内 | 無利子 | 不要 ※世帯内で 連帯借受人 が必要 |
| | 就学支度費 | 50 万円以内 | | | | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | ・土地の評価額の 70% 程度 ・月 30 万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの 期間又は貸付元利金が 貸付限度額に達するま での期間。 | 契約終了後 3 月以内 | 据置期間 終了時 | 年 3%、又は 長期プライム のいずれ か低い利率 | 要 ※推定相続 人の中から 選任 |
| | 要保護世帯 向け 不動産担保型 生活資金 | ・土地及び建物の評価額 の 70%程度 (集合住宅 の場合は 50%) ・生活扶助額の 1.5 倍以 内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの 期間又は貸付元利金が 貸付限度額に達するま での期間 | | | | 不要 |

(資料) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/kashitsukejoken.html>
http://www.shakyo.or.jp/seido/pdf/seikatu_1.pdf

8-2. 臨時特例つなぎ資金貸付制度⁵⁴

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要⁵⁵

- 離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、住宅手当等）又は公的貸付制度（就職安定資金融資等）を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付ける制度。
- 貸付けの実施主体は都道府県社会福祉協議会、申込の受付は市町村社会福祉協議会。

(2) 貸付対象

- 住居のない離職者であって、次のいずれの条件にも該当する方
- ①離職者を支援する公的給付制度（失業等給付、住宅手当等）又は公的貸付制度（就職安定資金融資等）の申請を受理されており、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮していること
- ②貸付けを受けようとする方の名義の金融機関の口座を有していること

(3) 貸付条件

- 貸付の条件は以下のとおり⁵⁶。

| | |
|-------|--------|
| 貸付上限額 | 10万円以内 |
| 連帯保証人 | 不要 |
| 貸付利子 | 無利子 |

⁵⁴ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tsunagishikin/index.html

⁵⁵ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/safety_net/71.html

⁵⁶ <http://www.shakyo.or.jp/seido/seikatu.html>

9. 日常生活自立支援事業

【担当課・連絡先等記入欄】

(1) 制度の概要⁵⁷

- 「精神上の理由（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）により日常生活を営むのに支障がある者」に対して、「無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業である。
- 実施主体は、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託できる。
- 対象者は、判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者である。
- 援助内容は以下である。
 - ① 福祉サービスの利用援助
 - ② 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
 - ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
 - ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」

(2) 担い手・実施方法

- 専門員（原則常勤）と生活支援員（非常勤）により実施される。
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行い、生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。

(3) 援助のプロセス

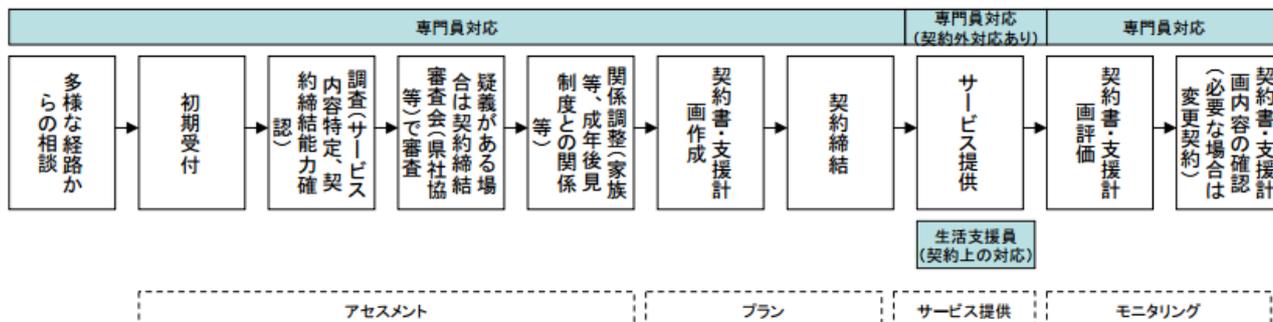
- 援助は以下のプロセスで実施される。⁵⁸

⁵⁷ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1119-7e.pdf>

⁵⁸ <https://www.tcs.w.tvac.or.jp/activity/documents/chicken.pdf>

- ①. 相談受付
- ②. 訪問調査・関係調整
- ③. 契約
- ④. 援助開始

- より詳細な援助のプロセスは以下のとおり。⁵⁹



(4) 利用料

- 契約を締結するまでの相談や、支援計画の作成などは無料。契約締結後の支援から有料となる⁶⁰。
- 実施主体が定める利用料を利用者が負担する。地域によって、年会費や月単位の定額利用料としている場合、訪問1回あるいは相談1時間あたりの料金としている場合などがある。
- 生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費となるため、利用料を無料としている自治体が多い。

⁵⁹ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1119-7e.pdf>

⁶⁰ <https://www.tcsv.tvac.or.jp/activity/documents/chiken.pdf>